

招集期日 平成23年11月22日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 11月22日(火曜日)午前 9時30分

閉 会 11月22日(火曜日)午前11時35分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	金澤 秀信
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	山本 秀和	委員	向口 文恵
	委員	横田 淳一	委員	小島 清人
	委員	宮岡 幸江		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	原 嵩 秀 男
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	沼 井 俊 明	

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 それでは、次第によりまして進めさせていただきます。

1、今後の検討課題についてを議題といたします。

まず、前回の委員会で継続課題となっている項目から協議していただきたいと思えます。

初めに、常任委員会・特別委員会の議事録ホームページ公開ですが、前回の委員会ではPDF文書だけを掲載する方法、会議録検索システムで運用する方法について、持ち帰り検討することになっておりましたので、各会派より報告をお願いします。

初めに、保守系クラブ、横田委員。

横田委員 前回保守系のほうで、PDFでしばらく様子を見るかどうかということで持ち帰らせてくださいということでお話ししたと思うのですが、いろいろ検討した結果、以前の分です、始める以前の分に関してはやはりPDFなのですけれども、始めた後に関してはやはり皆さんが検索システムを使ったほうがいいということのようでしたら、それでいいのではないかと、話が決まりました。あとは、だからスタートが60万円ぐらいでしたか、予算が。それが平成24年からになるのか、平成25年になるのか、平成24年だと予算のあれは終わっているのかなと思うのですけれども、そのときから、スタートのときから検索システムということで進めていけばいいのではないかなということになりましたので。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、公明党さん、お願いします。

金澤委員 公明党市議団としては、前から言っていたとおり、過去の分についてはやむを得ない部分がある。しかし、新年度、平成24年度からは検索システムに同様に載っていただきたいと。あと、予算の兼ね合いがありますけれども、これに関しては私としては費用弁償ですね、費用弁償を新年度から100万円ほど落とすこともあります。この100万円の使い道を議会としてより有効な活用方法として、この検索システムに振り替えるという提案ができれば、なおいいのではないかと。そのように考えております。

以上です。

委員長 次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 うちの会派でも以前から言っているように、これについては検索システムを導入させてい

くというふうな形で進めていただければと思います。

委員長 過去の分については。

安道委員 は難しいというふうなことでしたね。だから、それはできる方法でやっていただければというふうに思います。

委員長 次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員 私どものほうは前回申し上げたとおりでありまして、基本的には検索システムに上げていくと。その部分で蓄積していくということが大前提になるだろうと。ただ、過去分、今の時点でのアーカイブの部分については、これ合理的な方法でやるしかないですから、載せるのが困難であるということであれば、PDFで載せると。載っているということが一番大事だと思いますので、そういう形で進めていただけたらと思いますけれども。

委員長 ありがとうございます。

一応まとめますと、過去の分についてはPDFで進めていくというふうな方向でよろしいでしょうか。それと、あとこれからの部分については、検索システムでお願いしたいということで。この委員会では、平成24年度から実施してほしいというふうなことでよろしいでしょうか。では、そういうふうなことで決定をさせていただきたいと思います。

次に、委員会提出議案のあり方ですが、前回の委員会で考えられるケースについて具体的な事例を示してほしいということでした。

まず、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

高山主幹。

議会事務局主幹 前回委員会のほうから言われたのは、ケーススタディーといいますか、こういったケースではどうだ、ああいったケースではどうだといういろんなケースを挙げていただきたいというような話だったかと思うのですが、なかなかケースを考えますと、これもまた難しく、それほどケースも考えられなかったり、それよりは具体的な過去の事例を出して、それで見てもらったほうが理解が早いのではないかと思います。我々がよく職員研修でやるような事例検討課題みたいなスタイルになってしまったわけですが、ちょっと見ていただければと思います。

「委員会提出議案のあり方」についての事例検討資料ということで、具体的な事例、今まで実質的に委員会提出議案が認められたのが平成18年の法改正の後の平成19年度からということでもありますけれども、委員会の中で割れたケース、賛否が分かれたケースというのはこの1例だけでございます。あとの事例は、委員会全員一致で委員会提出議案という形で出されているケースということで、過去にもこの1例だけですので、この1例をちょっと具体的な事例として挙げさせていただきました。

ちょっと目を通していただければと思うのですが、平成20年6月定例会における事例でご

ございます。〇〇と、あえてちょっと伏せてあるのですけれども、改善を求める意見書の提出を求める請願という形で提出されました。福祉教育常任委員会で審査され、賛成多数で採択されました。このときA委員、B委員の2名の方は反対の意思表示をされました。委員会の中で請願本体が賛成多数で採択された後、休憩中に意見書の案文調整が行われました。再開後、意見書提出についての採決が行われ、ご異議ございませんか、異議なしというような簡単な採決方法で採決、決定されました。

このときのA委員、B委員の心情を、たまたま私その委員会に出ておきまして、このとおりの気持ちだったかどうかはわからないのですけれども、何となくの気持ちとしてはこんな形かなと思ひまして、ちょっと書いてしまったのですけれども、請願自体に反対なのだから、意見書提出についても当然反対ではある。反対ではあるのですけれども、しかしながら意見書を提出するということについては委員会の中で決定されているという状況で、何となくどういう意思表示をしたらいいかわからないというような感じで、意見書の当然案文調整にも加わっておりませんし、ただ単に静観しているという様子でありました。

それで、意見書提出、委員会提出議案として意見書案を本会議に提出するということが決定されたわけですけれども、本会議では委員長名で意見書案が提出され、賛成多数で可決されました。A議員、B議員は、当然のことながら本会議では反対の立場を表明いたしました。可決、成立したわけですけれども、その本会議終了後、全く別の、これは委員会の委員でもない第三者的なC議員から、事務局に対してクレームがついたということで、内容的には委員会でA委員、B委員にしてみれば賛成したわけではないのですけれども、C議員の言い分としては、委員会で賛成していながら、本会議で反対するというのはおかしいのではないかというような内容のクレームでした。

ちょっと問題点を整理してみたのですけれども、問題点としては、A委員、B委員は委員会において意見書提出の採択のとき、当然反対すべきであったと思われるのですけれども、請願本体が採択と決定しているすぐ後ですので、あえて反対の意思表示をする場面がなかったというような形です。案文調整後、再開した委員会で、質疑とか討論の場を設けず、いきなり採決を異議なし採決という形で行ってしまったというのは、運営上ちょっと問題点が残ったかなというところでございます。

米印で書いたのですけれども、平成18年の地方自治法改正で委員会に議案提出権が認められるようになりましたけれども、入間市議会としてはこれが初めての事例で、議事進行的にもちょっとふなれであったという点もあり、課題を残すような結果になってしまったという事例でございます。

それから、参考としましては、まず入間市議会会議規則第14条第2項で、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、委員長が議長に提出しなければなら

ないとなっております。それから、この平成18年の自治法改正に伴いまして、平成19年2月に申し合わせ事項というのをつくっております、その申し合わせ事項では自治法の改正に伴い、委員会での議案提出権が認められたことにより、議案（意見書等）提出の際は、委員会の総意のもとで提出されることから、提出者を委員長とし、賛成者は定めないものとする（賛成者の概念はない）というような表現で申し合わせ事項をつくっております。

それから、もう一つ参考に、この制度ができる前の、委員会提出議案という制度ができる前の申し合わせはどうなっていたかといいますと、平成15年3月の申し合わせ事項なのですが、請願の採択に伴う意見書、委員会において審議、協議した結果、提出する議員提出議案（附帯決議等）は、委員の中で提出者、賛成者を定めるものとする。ただし、正副議長は除く。なお、請願採択に伴う意見書の賛成者には、紹介議員も賛成者となるということで、過去の平成18年以前の例を見ますと、通常ですとやはり全員一致のパターンが多いわけなのですが、その場合に委員長が提出者になって、そのメンバーの委員さんが全員名前を連ね、さらに請願採択のような場合には請願の紹介者も名前を連ねというようなケースがほとんどでございまして、委員会の中で委員会のメンバーをもって出していたというような事例がほとんどでございます。

以上、ちょっと事例検討資料ということで提出させていただきましたが、ご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

委員長　この件について、質問とかご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

金澤委員。

金澤委員　問題点を整理するためにお聞きしたいのですが、中段のところで、本会議終了後、ある議員から事務局に対してクレームがあった。委員会で賛成していながら、本会議で反対するのはおかしいと。確かに委員会と本会議で立場を変えるというのはおかしいと言えばおかしいですが、特に法的には問題がない。その後、例えば考えが変わったとか、情報が入ったとかで、おかしくはないということと、そもそもこのケースの場合は委員会では賛成していないのですよね。反対もしていないけれども、賛成はしていないわけですね。この議員自体のクレームそのものがおかしいのではないですか。それをちょっとその点、事務局に確認したい。

委員長　高山主幹。

議会事務局主幹　全くそのとおりでございまして。このC議員からのクレームというのは、事務局にとっては非常に言葉は悪いかもしれないですが、言いがかり的なクレームだなどはそのときは思っておりましたけれども、確かにA議員、B議員のそのときの心情とか意見とかお話しとかは全く聞いていないので、何とも評価、判断しづらいかなというところでございます。

〔(前半の部分、立場を変えるということ自体は) と言う人あり〕

議会事務局主幹 それは全然本来的には。当然事情変更とかございますでしょうし、問題ないかなとは思うのですけれども。通常はほとんどあり得ないとは思いますが、

委員長 金澤委員。

金澤委員 委員会で賛成しながら、本会議で反対すると。よっぽど何かきちんとした説明責任が問われるのかなというふうな思いはあるのですけれども。あともう一点、確認なのですけれども、その問題点の後段のところ、質疑、討論の場を設けず、いきなり採決を行ってしまったというのですが、あくまでもこれは手順の問題であって、当時質疑、討論の場があったとしても、その時点でわざわざ質疑、討論をする必要はないのではないかなと思って、これ自体は手順の問題だけで、その時点で何か変わるということは予想されないわけですね。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 その点も全くそのとおりでございます。ただ、ここは質疑、討論の場をというか、場も設けずというか、丁寧ではなかったかと、手順の問題で。それをちょっと言いたかったというところで、これを設けなければならないということではなくて、ちょっとさっさとやり過ぎたかなという印象だったということが言いたかったところでございます。

以上です。

委員長 はい、どうぞ。

金澤委員 最後に、申し合わせ、最後の下から新しい申し合わせ事項のところ、総意のもとで提出されることから、提出者を委員長とするところ、ここで前回問題になった、賛成多数で委員会だったのだけれども、委員長本人が反対だった場合の取り扱いがもうちょっと私自身は明確になっていないのですけれども。2ケースあって、委員長自身がおりてしまって、反対討論している場合。さらに、副委員長も、実は副委員長も反対側だった場合。ただし、5対2とかで賛成が通ったとかあり得ますね。そういうときとかはどうするのかということなのですけれども、その点はどのように判断をしておけばいいのですか。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 この平成19年の申し合わせのときには、私はまだいなかったのですけれども、恐らくそこまで細かい議論はしていないのだと思うのです。ですから、どちらかというこの総意という言葉もはっきり全員一致という言葉ではなく総意。これはどういう意味を指すのかということも明確ではないという点がちょっと課題として残っているのかなというところもございますので、この際ですから、はっきり明確にしておいたほうがいいかなとは思いますが。

〔(いや、だから今のケースの確認です) と言う人あり〕

委員長 委員長、副委員長が反対の場合。

高山主幹。

議会事務局主幹 ですから、その辺も全く明確な答えはないという状況です。

委員長 金澤委員。

金澤委員 明確でないということは、例えばこれ全国議長会などで問い合わせしても返事は返ってこなかったということですか。逆に言うと、確認して、何か回答、このようなのが望ましいというような回答が得られるのかどうか。いかがですか。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 その当時、全国議長会に確認もしましたけれども、何ら問題ないというようなあっさりとした、たしか回答だったやに記憶しております。委員会で出すと、賛成多数で委員会で出すと。

〔(委員長、副委員長が反対だった場合の取り扱い) という人あり〕

議会事務局主幹 そこまでの委員長が反対だったらという……

委員長 暫時休憩します。

午前 9時49分 休憩

午前 9時49分 再開

委員長 会議を再開いたします。

高山主幹。

議会事務局主幹 失礼しました。委員長が反対でも委員会の意思は尊重しなければならないので、採決に従うしかないというような回答だったということです。

以上です。

委員長 いいですか。

そうすると重ねて聞くと、委員長は反対でも、委員長名で出すと、総意で出すということになると委員長名で出すというふうな話になってしまうわけですね。

高山主幹。

議会事務局主幹 そういうことになると思います。

委員長 山本委員さん。

山本委員 このケーススタディーのケースで今提案されているように、意見書の提出を全会一致ということにしてしまうと、委員会として請願に基づいて意見書の提出を求める請願というのを可決したときに、委員会として請願を出す責務が生じるのだけれども、賛否の構造は変わらないわけですよ。もともと意見書を出すことに反対だという意思表示をされた方が、ではそれで出てきた意見書についても内心賛成かといったら、賛成ではないわけですね。これ全会一致でないと思えないということは、委員会として職務不能になるわけですね、これ。請願に基づいて意見書をつくるということを賛成多数で決めておきながら、委員会としてその意見書を起案して出すことができない状態になるわけですね。やっぱりそれは請願の議決の責

任から考えるとおかしいという話になると思うのです。

A委員さん、B委員さんのケースにしても、これももう請願の時点で、言い方は悪いけれども、負けてしまったのだから、出るのだから仕方ないねという話で、今までどっちかという多分不承不承スルーで流してきていた部分があったのだと思うのです。これ多分本会議に戻ってきたときに、初めての判断として本会議で、どうしてもこれはのめぬとかいう話で本会議で反対の意思表示をされた初めてのケースなのだろうと思うのだけれども、これでいくと、入り口が多数決で決めたのだったら、これも全部多数決で完結していかないと、やっぱり首尾一貫しないよねという話になるのだと思うのです。それで、そういう形だからといって、では有志の議員で出して、これで変わりましたといって、それで委員会としての職務を変えたことになるかというのと、またそれはちょっと位置づけは違って来るだろうという部分もあるから、これはこのままやっぱり入り口で多数決なのだったら、もう全部多数決で決めていかないとまずいのだと思うという印象を持ったのが1つ。

それと、その委員長さんが反対だったらと、副委員長さんの意見もあったのだけれども、職名として今事務局の説明を私なりに解釈すると、職務として委員長が書類を出されるわけだから、その部分について自分の心情でとめてはだめよということなのだと思うのです。だから、おれ反対だから、おれの名前は使わせないよと、だから本会議には出させないよということはしてはだめだという解釈だと思うのです。それと、本会議に出てきたときに、では提案説明をだれがやるのだという部分は、これはもう内部の決めの話だから柔軟にやればいいのだと思うのです。副委員長さんが賛成で回っておられるのだったら、かわりに登壇するのは副委員長にするとか。あるいは、最終的に本会議で登壇して説明責任を引き受けるという部分の議員さんをだれにするかというのは、また別途考えるということにしていかざるを得ないだろうなという気がするのです。それに反対しているのに、委員長が提案説明をせねばならぬというのはまた酷な話ですから、その部分は内部の決めとして柔軟にやればいいと思うけれども、流れとしてはもう多数決で全部入り口で多数決なのだったら、全部そう決めざるを得ない。ということは、多数決であるということを決めておいて、全会一致だとその後も全部当然全会一致で流れていくわけですから、基本は多数決ルールということにしておかないと、こういったケースの場合は本当に機能不全になってしまうということだと思うのです。請願は可決されたのに、その請願の願意が達成されないという状況になってしまうわけだから、これはちょっといかがかという気がしますけれども。

委員長 金澤委員。

金澤委員 おおむねわかります。特に後段の部分で、説明者が登壇して説明する人間は、その委員会の中で決めていくそういう柔軟性もありというのはわかりますけれども、1つ気になったのは、請願者は委員会の名前で意見書の提出を本会議にかけてくれと請願したわけではないの



です。入間市議会として多数決を前提として、関係各部署、政府なりなんなりに意見書を出してくれということなので、その時点で、委員会の時点で委員会が機能不全、委員会名でないからといって機能不全に陥るというのは、ちょっと行き過ぎなのかなと。最終的に委員会の中でまとまらなくて、委員の多数の名前で本会議に上程されても、最終的に入間市議会として審議して賛成多数であった後に、市議会としてきちんと関係団体に出せれば、請願者の趣旨は達成されたというふうに考えてもいいのではないかなと思うのです。くどいようですが、委員会が委員会名で決議してくださいという請願はないのではないですか。私は、その点がちょっと気になったので、どうなのかなと。また、皆さんのご意見を伺いたいなと私は思いますけれども。

委員長 どうでしょうか。

その総意というところが、全会一致なのか、それとも多数決ということで総意なのか、全会一致でなければ委員会では出さないとか、そんな。全会一致でなければ、賛成者のほうのあれとして出すというふうな形になるのか。

山本委員さん。

山本委員 副委員長がおっしゃっていることはわかります。お伺いしていてわかります。そういうロジックもあるし、そういう部分もありだろうとは思っただけでも、ただ委員会として意見書の採択を求める請願というものを会議にかけて、委員会の機関意思としてこの請願に基づいて意見書をつくるべきであるということを決めるわけですね。それは、委員会の多数意思に基づいて委員会の意思になるわけでしょう。その委員会の意思がそっちなのに、委員会として文書が出せないというのもちょっとロジックとして通りにくいよねという部分の方もあります。ただ、中に反対の委員さんがおって、どうしてもまとまらないから、もう議提になりますよという部分も、封じるつもりは全くないので、あれなのだけれども、委員会としての機関意思として意見書を出すということを決めるわけだから、それに基づいて委員会の機関意思として出る形の選択をしていくほうが、ロジックとしては非常に筋道通る話になるわけで、これが全会一致でということになると、今後ねじれるケースが相当出てくるということだと思うのです。それをどうとらえるかという話になってくると思う。現実、賛否が分かれる請願の意見書は全部委員会立法できないという話になるわけで、そういった部分をどうとらえるかという話でしょう。多分ほとんどが議提になってしまうのではないという気はしますね。すんなり請願自体が全会一致で通れば出せるのだけれども、請願の賛否が割れたら、では全部議提ですかという話になってくる部分というのも片方に出てくるので、見場としてどうだろうという部分もあるし、合議の中でできるだけまとめるということの性質からしても、やっぱりそれは請願で賛否は分かれても、意見書は全会一致になるような案文というウルトラCみたいなことができればいいのですけれども、なかなかそうはいかないだろ

うから、そういった部分での切り分けというのはどうなるのかなということですね。この価値判断の部分でいくと、請願のその先にある意見書の賛否の部分は、基本的には構造変わらないわけだから、そこの部分のとらえ方なのだろうなという気はちょっと伺っていただけたんですけども。

委員長 事務局ではありますか、考え方とか。

高山主幹。

議会事務局主幹 ちょっと論点がもしかしたらずれてしまうかもしれないんですけども、本日出した検討資料の平成15年の申し合わせ事項を見ていただければと思うのですが、委員の中で提出者、賛成者を定めるものとするということで、実はこれちょっと想像の域にも入ってしまうんですけども、これ以前、平成15年3月以前ははっきりとした申し合わせとしては残っていないんですけども、過去の例を見ますと、必ず委員長が提出者になって、委員さんが名前を連ねと、賛成者に連ねという形をとっていたんですけども、この平成15年のときにたまたま割れるような議案があったのです。みたいなのです。あえて、ですから委員の中で提出者、賛成者を定めるものというするという申し合わせをそこでつくったやに見えるのです。その前は、慣例的に委員長を提出者にして、もう全会一致が恒例ですから、全員の委員さんを並べるというようなやり方をしていたが、それがふぐあいを生じた事例が出てきたようなふうに見えるのです、背景的に。

〔(賛成者の中に委員長がいなかったということなのかな) と言う

人あり]

議会事務局主幹 ええ。そういった背景もございますので、ちょっと参考にとお思いますけれども。

以上でございます。

委員長 例えば、では総意というものを全会一致というふうに読み取れば、委員長提出するし、逆に委員長とかほかに反対者がいた場合、全会一致にならない場合には、その前の申し合わせ事項、それを活用する。委員の中でだれかが提出者になってやるというような方法、そういうのもあるのかなと、今。

金澤委員。

金澤委員 ちょっとくどくなるんですけども、要するにこの請願書の採択と意見書の採択、その中だけで狭い意味で考えていくと、私の今言ったような考え方もありなのかなと。ただ、山本委員の言っているように、委員会のもっと広い意味で委員会立法を含めた何か幅広い意味から考えると、やはり委員会としての総意をきちんと本会議に出すためには、やっぱり多数決できちんとそのルールというのは確立して守っておかないと、委員会として機関決定ができないという問題もあって、ちょっと複雑。どこまで考えるかという気がして、今ちょっと軽々に判断できないなという気がしているんですけども。

委員長 では、持ち帰りにしておきますか。また考えていただいて。

高山主幹。

議会事務局主幹 提案しておいて大変恐縮なのですが、これ事務局案なのです。お話を聞いてみると、一方づいて結論を決めるというのも大変危険かなという気もしてまいりました。これ、あえてこの議会改革特別委員会としてこうしなさいとか、申し合わせ事項をつくるとか、そういった結論に至らなくても、こういった問題があるよという認識を秘めた上で、今後皆さんが委員会なり委員長なりの立場としていろいろ判断材料として検討していく問題なのかなという気もしてまいりました。余りこの場でこうしなければならないというような申し合わせをつくるというのも危険かなという気もしてまいりましたので……

〔(留保) と言う人あり〕

議会事務局主幹 何といたしますか、その辺のお取り扱いを委員長のほうにお任せしたいのですが、

も。

委員長 わかりました。

山本委員。

山本委員 後回しということはどうですかね。

委員長 そうですね。

山本委員 やっぱりこれちょっと大きな問題だと思うので、これこのままにしておく、何か大きなことが起こったときに、その時々委員長さんだとかの判断で大きくぶれる可能性が出るということですね、やり方次第で。やっぱりこれは一定のカテゴリーで場合分けしていく必要があるのかなという気もするのです。それをちょっと慎重にやる必要があるのは、今事務局からもお話があったとおりで、これ間違っていると大変なことになりますから、ちょっとその辺、情報収集等皆さんでやって考え事をしてもらって、最後の出口のあたりでもう一度戻してくるような話で、ちょっと時間かけて勉強したらどうでしょうか。どこかで多分整理をする必要は少なくともあるのかな。論点の整理ぐらいは多分しておかないと、もう問題提起されてしまっているの、このまま置いておくのもちょっとぐあいが悪いと思うので、ちょっと時間かけて勉強しましょうよ、ちょっと。

委員長 そうですね。今出ているふぐあいというか、それは例えば委員会で提出した案件でも、その委員の中には反対の人もある場合もあると。あと、委員長が賛成の場合と反対の場合もあって、賛成の場合だったら委員長名でやりたいだろうし、反対だったらほかの人にやってもらいたいという話になるかもしれないし、いろいろなことが考えられるので、今の段階では委員会の提出というふうな格好になっていても、全員が賛成でない場合もあるのだというふうな、現行でいけばね。ということで理解しておく。今そういうふうなやり方で進んでいるわけですね、現状は。

金澤委員さん。

金澤委員 後でまた別途やりたいという話、私もそうなのですが、忘れてしまうと困るので、今審議した内容も含めて、問題点を整理しておいた何かペーパーを置いておいていただかないと、何が問題だったかと忘れてしまうと困るので、その点は事務局のほうに整理をお願いしたいと思います。

委員長 整理した上で、課題として残しておいていただきたいと思います。いろんな場合が出てきて、委員長が賛成の場合、反対の場合とか、全員が賛成の場合、反対の場合とかいろいろ課題があるでしょう。確かに一つ一つあれしていくと。それでは、今回のこの問題は保留にしておきたいと思います。

次に進みたいと思います。次に、請願者本人の希望による意見陳述の機会確保についてですが、前回の委員会では請願者本人の希望があれば、いいのではないかという方向性は共通しましたが、意見陳述の方法やルールをつくること、また招致までの手続も含め、持ち帰り検討することになっておりますので、各会派よりご報告をお願いしたいと思います。

最初に、保守系クラブさん、いいですか。

横田委員。

横田委員 請願者本人が希望すれば、やはり意見陳述をそこでしてもらったほうがいいということで、そうなのですが、その後の質問とかは本人というよりも、やはり議員が、請願者は市民の方だと、議員とかからいろいろ質問を受けるのも精神的にもちょっと大変なところがあるのかなというところなので、あくまでも議員がその質疑みたいなものには受けるというような方法。ただし、請願者ご本人には横にいてもらって、議員も多分全部勉強していけばいいのしょうけれども、答え切れないところとかあるかもしれないので、そういうところに関しては横でちょっと話を聞くなりしながら対応していくという形でやればいいのかというふうに思います。何しろ最初の説明、請願の説明はご本人のほうがやっぱり言いたいことがきちんと言えるのではないかなと思いますので、そういう形がいいのではないかということです。

委員長 希望した場合と希望しない場合。

横田委員 それは、必ず本人というのではなくて、本人がそうしたいというときに限ってですね。

委員長 次に、公明党さん、お願いします。

金澤委員 ほぼ同じです。細かいことですが、請願者の提出の時点でこの制度が賛成多数ということになれば、事務局として請願の受け付けの時点で本人の意見陳述の希望の決をとっていただくということと、あと招致の手続については最初の初日に臨時の所管の委員会を開いて、招致の手続を委員長がまとめて議長のほうに手続の依頼をするというような流れになるのかなというふうに思います。また、細かいところはまとまった時点で事務局のほうでまた整理して出していただければいいのではないかなというふうに考えています。

確認ですけれども、公明党市議団としても意見陳述の機会は、最初の請願の理由の説明1回のみということで限定しておいたほうが、いろんな意味で問題が少ないのではないかなというふうに考えています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

共産党さん、お願いします。

安道委員 うちのほうでも大体今両方から出ているのと同じような感じですが。やっぱり希望したときに請願者のほうから説明を行うと。質疑応答については、ちょっとそれまでは負担が大きいというふうなことで言うと、紹介議員のほうでそれはかわってやっていくというふうな形がいいのではないかなというふうなことで、おおむね一緒です。

委員長 次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員 骨格は大体皆さんのところと同じです。希望される場合に、副委員長がおっしゃったような形の手順を踏んで来ていただくと。当然説明は、ご本人が希望された場合にはされると。その後の質疑の部分については、いろんな市民の方がおられると思うのです。自分で堂々とやれるという市民の方もいらっしゃるし、それはちょっとという人も当然おってですから、緩やかな決めでいいのだと思うのです。本人もできるし、紹介議員がかわることもできるみたいな形にしておいて、本人がしゃべりたいというのであれば、しゃべらせてあげればいいのだと思うのですね、その部分は。だから、紹介議員しかしゃべれないという決め方にするよりは、どちらもできますということにしておいて、紹介議員のほうで答えられそうだったら、紹介議員のほうがお答えになればいいわけだし、本人が自分でやりたいということであれば、ご自分でなされればいいという話だと思うので、質疑の部分については状況を見て、請願者の方のご希望に添う形でやらせてあげればいいのではないのかなという気がします。

ただ、いずれにせよ、今これ何もない状態ですから、合意がとれるところからまず始めることが一番大事だと思うので、柔軟にやってくれたらという部分ですね。今論点になっている部分については、柔軟に運用してもらえればということで申し上げておきますけれども、合意ができるところからまず始めていただくということでお願いしたいなというふうに思いますけれども。

委員長 今そういうふうなご意見が出ましたが、各会派からいろいろご意見が出ましたが、ほかに意見があるようでしたらお願いしたいと思います。

金澤委員。

金澤委員 最後の後段の山本委員が話された、本人が希望するならばどんどん意見、質疑、答弁もいいのではないかなというような話だったのですが、ちょっと市議会としてできるだけ市民の方の負担、精神的負担もまずは軽減するほうが優先した上で、今後そのような方が出たときに、

基本的には紹介議員に対して答弁できなかった場合、相談したい場合には小まめに暫時休憩を許して、相談、協議をしていただいて、それで紹介議員がお話をさせていただくというまず1回やってみて、そのときの状況を見て、これだったら本人がしゃべってもらったらいいよというようなケースが見受けられるようであれば、またその時点で見直してもいいのかなど。当面は、くどいようですけれども、紹介議員が責任を持ってやっていただいて、市民への負担は最小限にとどめておく配慮を優先するというのでいかがでしょうか。

委員長 どうでしょうか、ほかの会派。

山本委員。

山本委員 まず、始めるということのほうに私としても今力点を置きたいので、おおむね今初めの一步で始める部分については、今副委員長がおっしゃったような形でいいのだと思うのです。ご留意いただけるということでやっていただけたらと思う部分です。ただ、負担に思わない市民の方も多少いらっしゃる部分もあるので、柔軟にやる余地というのは考えておいていただきたいことと、そういう状況をつぶさに皆さんでお互いごらんいただいて、これは本人に言ってもらったほうが早いわという話だったら、それは柔軟にやってもらえるような方向で。これ、質疑の応答の部分も、答弁の部分も、請願者がやらないといけないと書いてあったら物すごく負担になるのだと思うのだけれども、紹介議員がやってもいいし、請願者がやってもいいという話であるならば、そんなに負担にはならぬような気もするのだけれども、合意のとれるところからまず始めましょう。それで、見直しの機会をちゃんとどこかでつくっていただいて、徐々に緩やかになっていったらよろしいのではないかなというところだと思いますので、まず始めるということで一致がとれたらと思いますけれども。

委員長 そのほかの委員さん、どうですか。

はい、どうぞ。共産党さん。

安道委員 今大体方向性出たと思うのです。まずはやってみましょうというようなことで。副委員長のほうからもありました、請願者と紹介議員とが休憩をとりながら、お互いに助言し合いながら、そして述べていくというふうな形もありますから、それは本当に委員長サイドがそういったところを配慮しながら進めていくというようなことで。そういうふうなことが十分になされてきたときに、本人でもできるのではないというふうな形になってきたときに、そういったこともまた考えていくというふうなことで、まずはやっていく、試行していくというふうな中で、よりよいものを目指していくというふうなことで、まずはやってみるというふうなことが大事ではないかと思いましたがけれども。

委員長 どうでしょうか、ほかは。

横田委員。

横田委員 私も原則は何しろ議員が質疑とかには対応するということですが、絶対ということ

ではなくて、原則そういう形にしておいて、やっていくうちにご本人のほうがいいというケースも出るかもしれないので、そのときには例外的にそういうことも認めるようなこともあるかもしれないですけども、原則は一応議員が対応するということである程度決めておいてもらえればいかなというふうに思います。

委員長 やっていくうちにというのは、1年、2年とかそういうふうな経過を経てという意味。

横田委員 そういうことです。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 ちょっと前回の話、最後後半のところで、ちょっと自分も今先ほど思い出したのですが、結局請願者が意見陳述するときに、正直言ってお互いが政党的に考え方が全く違うときに、ちゃんちゃんばらばらになってしまうと、質疑なのか、主観論での感想、考え方そのもののぶつかり合いになってしまうと非常に混乱するし、我々委員としても一般市民の方相手にそういうのはやっぱり正直言って精神的にも負担なわけですね。そうすると、切り分けが難しいわけなのです、正直言って。だから、私は一番最初の意見表明のときに、いろんな意味で1回にとどめておいたほうがいいのではないかと言ったのはその点なのです。だから、今横田委員が言ったように、原則というふうにしておいてもいいのですけれども、その原則の位置づけというのが、それがきちんと委員長が進行で仕切れればいいのだけれども、ぐちゃぐちゃになってしまったときには非常にお互いに後味の悪い思いをする可能性もあるので、私はその点はちゃんと一筆何か附帯として書いておいた上で、きちんと申し合わせ事項にも何か残しておいていただかないと、原則いいのだというのだけが残ってしまうと、何かそれがひとり歩きしてしまう。例外もありだよ。原則というのは例外もありではないかと。では、どんどんやってしまえという請願者をつぶすような形の委員会になっては、これは非常に市民と離れていってしまう議会になりかねないので、私はその点は十分配慮していただきたいなというふうに思っています。

委員長 山本委員さん。

山本委員 今のご心配は聞いていて、なるほどなというのは正直思います。ただ、議員の側がやっぱり市民をせっちん詰めにするような議論の仕方というのは、基本的にやってはいかぬので、そこはお互い節度をまず持たないといけないということだと思っております。だから、価値判断を迫るような話というのは、それはもう参考人に対する質疑の対象にはそもそもならない範疇のものだと思うので、そこはおっしゃられたように、申し合わせみたいところでそこは自粛するとかなんとかちゃんと決めなくてもできるのが一番いいのだけれども、もしあれだったら、参考人に対する質疑というのは内容確認とか、言葉の意味を聞くとか、そういう補足的なものに限るのだということを決めておけば、その部分のハードルは大分下がるかなということだと思います。というのは、あわせてもう既に議員間討議の試行というのでも決めているわけ

でしょう。そういう価値判断の部分は議員間討議のほうで、議員同士でそれはがんがんやったらよろしいことなので、それは場の設定をきちっとお互いに分けてやるということが確立されるといいですねということだと思うので、その辺の試行ぐあいを見ながら、柔軟に動かしていけたらいいねということだと思うのです。その場に立つ委員さんたちの、言い方はあれですけども、心がけ次第というか、節度を持って市民と接していただくということをお互いに注意しながらやっていけば、いい方向へ進んでいくのだろうなという気はしますね。余り現状今紹介議員に向かってやっているようなことを市民にやってはいかぬというのは、当然皆さんも私も自戒の念を込めつつそれを思っているところなので、その辺はちょっと我々も考えながら、穏やかにやっていけたらいいのではないのでしょうか。議員間討議の時間があるので、そっちでがんがんやってもらうということでいかがでしょうか。

委員長 はい、わかりました。

いろいろ話が出ましたが、まとめさせていただきますと、一応というか、紹介議員が対応するということが、あとはこれからまた先将来的にできそうだったら、そういうことも考えていくことも、一般市民と議員との質問とかやりとりも考えていくような方向だと思いますが、この委員会ではとりあえずは出発することが大切ですので、最初の段階ですと紹介議員が話すという段階にとどめておいて、それでないときょうのこの議論がすべて伝わればいいけれども、伝わらないとも限らないので、一応だから始める段階では紹介議員がすべて対応するというふうなことでやられたらどうかと思いますが。

はい、どうぞ。

山本委員 そこまで合意がとれるのだったら、これだけちょっとお願いできたらと思うのですけれども、状況を見ていただいて、委員の皆さんがそれぞれ総意でもって、これは本人から聞いたほうがいいなという場合になったときには、会議に諮った上で、その限りにあらずということにしておいていただけたらなという気はするのですけれども。基本、当面やっていく上での基本は、今委員長がおっしゃった線で結構だけれども、それだけでうまくいかぬケースというのも多分やっていくうちに出てくる可能性もあるから、当面委員の合議で、これはこの点についてはご本人から直接聞きたい、聞いたほうがいいわという話が出てきたら、会議に諮った上で、委員長の判断でそれができるというふうな逃げを1本つくっておいていただけるといいのかなという気がしますけれども。余り硬直的になるのもどうかと思うので、みんながいいと言ったら、その点については本人にその限りでなく、追加で委員長から聞いてもらうことができるというような形をちょっとつけ加えるようなことをご検討いただけたらというふうに思いますけれども。

委員長 今言っている意味はよくわかりました。私、委員長で判断してしまうとまずいので、皆さんでご意見を出していただいて、そういうふうなただし書きみたいの、全員があれする場合



にはいいとか、その辺のところはどうしましょう。

横田委員さん。

横田委員 今委員がというお話だったと思うのですけれども、委員が言って、直接請願者に答えてもらいたいということだと思えるのですけれども、それだとやっぱり請願の方というのは市民の方ではないですか。そういう面で、委員のほうから言われて答えるとなると、人にもよると思うのですけれども、ちょっと精神的につらい人もいると思うのです。だから、請願者本人がどうしても直接私が答えたいとかいう場合、さっきの原則と例外ではないのですけれども、そういう場合には委員長の判断でというほうがいいのかなどは思いますね、もしそれを入れるとしたら。

委員長 山本委員さん。

山本委員 いい案を出していただいた。その線だと思います。そっちのほうである程度遊びの部分とか、余裕の部分をつくっておいていただければ、それなりに柔軟にやれると思うので、その部分の取り計らいをちょっと追加で入れていただけるといいなという趣旨でご理解いただけたらと思うのです。横田さん、いいことを言っていただいたと思うので。

委員長 ほかの委員さんは。

宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 言っていることはよくわかるのだけれども、またさっき政党の話とかいろいろ出たと思うのですけれども、市民の方もここに来て、そこでしゃべるのはとても大変という人のほうが多いと思うのですけれども、しゃべりたいと思う人はもっと違う方向へ持っていく可能性もあるわけですよ、市民の方だって。だから、そこをまた委員長が制止できるかできないか、その判断にもよりますけれども、まずは1回の説明だけをしていただいて、市民の方には、どんな市民の方が出るとも限らないわけです。議員もどんな質問をする議員がいるかもわからないかもしれないけれども、市民の方も請願者の中でもどんなことを言う、どんな思いを持っている人が出ないとも限らないと思うのです。だから、まずは私は今回は紹介議員が暫時休憩なりとっていただいて、お互いに説明者と紹介者と請願者と協議して、それで答えるのはあくまでも議員というふうな形で、とりあえず議員としてもそれで少しは勉強してもらってという自分のステップアップにもなるわけだから、私はもっと議員としての立場、何でも開かれて、市民の方がどこへでもいろんなことを言えるというのも大事かもしれないけれども、議員としての仕事の一つとしても、私はここはとりあえず今回やるのは、市民の方に1回説明していただいて、あとは議員が引き取るという形でやったほうがいい気がするのです、まず始めるには。

委員長 向口委員さん。

向口委員 私も今の宮岡委員と一緒にいるのですけれども、やっぱりいろいろ皆さんの意見を聞いていま

すと、やっぱりそこにどうしても落ちついてしまうのです。といいますのは、宮岡委員も言われましたけれども、やっぱり最初に請願者の方がしっかり言っていただいて、自分の意見を。それに足りない部分は、やはり議員がそのための紹介議員だと思しますので、議員としての説明をしっかりすべきであって、もちろん休憩もとれるわけですから、相談もできるわけですから、そこはもう議員に託していただいて進めていくのが一番順当なのではないかなという思うのです。そこでやっぱり参考人の意見が酌み取れない、それでは酌み取れないよとは私は思えないのですね。そこまでの打ち合わせとか思いを酌み取って来ていると思うのですね、議員も。ですから、まずはそれでやってみて、そこに来ているほかの議員さんたちも、請願者に聞くときは、心情としてはそんなにきつくは聞けないし、議員だったら詰めることもできるし、きつくも聞けることもあると思うのですけれども、やっぱり請願者が相手だと、聞きたいこともどうしても押さえ気味になってしまうのかなという気もしますし、対議員ということで進めていくのがいいのかなというふうに思います。

委員長 山本委員さん。

山本委員 合意がとれないようですから、それはもう仕方がないと思うので、まず始めてください。今合意がとれているところで、まず始めてください。もうそれで。これ以上やってもあれなので。

委員長 そうしますと、1度目の件については、1回発言する件については請願者に希望があれば発言していただくと。それで、それから先のことについては紹介議員が答弁、意見等は言うていただくというふうなことで決めさせていただきたいと思います。また、今回はこういうふうに決めますが、時間的経過の中で、実際にやっていく中で、しゃべらせてもいいのではないという時期が来れば、何年先かわかりませんが、そうしたらその段階でまた協議していただくということで、今回のこの委員会では請願者については1回きりということをお願いしたいと思います。

ここで、10分ちょっと休憩をしたいと思いますのですが、よろしいですか。小休止。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

次に、短期・中期、ナンバー2、常任委員会活性化、⑥、予算・決算審査のあり方についてを議題といたします。

よろしいでしょうか。一応協議事項検討項目については終了したので、新たな検討項目一覧表の中から21ページ……

〔(10だよ) という人あり〕

委員長　ごめんなさい。10ページだ。失礼いたしました。10ページ、⑥、決算審査のあり方について。

保守系クラブさん。

金澤委員　その前にもう一回、ちょっと論点整理のために提案したい会派であるみらい市民クラブから、とりあえず提案会派としてこのような形がいいのではないかという何かモデルがあれば、提案モデルがあれば、先にもう一回示していただければいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長　どうですか、やっていただけますか。

それでは、みらい市民クラブからお願いします。

山本委員　一応ペーパーはご用意しているのですけれども、口頭で説明せよということなので、まず口頭で説明させていただきます。ざっと読ませていただきますので、お願いします。ご用意はしてあったのですけれども、口頭でということなので、まず口頭で。

予算・決算審査体制の見直しということでご提案させていただいております。提案の趣旨として大きく4点、そのワークシートに載っている以外の項目も含めてですけれども、提案の趣旨としては大きく4点あります。1つは、自治六法をごらんいただいたらわかるのですけれども、議案一体の原則というのがありまして、これとの整合性の観点、議案の分割付託については、これはおかしいという行政実例が確かに出ております。その部分です。現状では分割付託という方法についての異議が出ているというのが1つ。

もう一つは、これは議員の側の問題になりますけれども、歳入歳出全般を一本すんと通した審査を行うということによって、行財政全般を含めた審査体制の充実、精緻化というのを図っていくという問題。この問題については、特に予算については修正提案の機会というものもきちんと確保していく必要があるだろうということも絡んでおります。

3点目としては、分割付託の弱点として出てくる所属常任委員会の所管事務以外の分野に対する議員の識見であったり、知見の蓄積を図る場とか機会という部分としては、現状は決算特別委員会を設置した年の決算特別委員会以外にはなかなか場がないという状況ですので、予算についてもそういう場をきちっとサイクルの中でつくっていったらどうかということ。

これが4点目が、行財政のサイクル全般の話になるのですけれども、決算認定について次年度予算への反映をより確実に、充実にしていくということで考えると、今よりも認定時期を早くしたほうがいいということ。これは、もう他市の市議会でも認定時期を早めるということについてはあちこちでそれぞれ取り組みをされておられる例がふえてきているということもありますので、認定時期の問題ということからも審査体制の見直しが必要であろうということ。この4点が大体の提案の細々した部分での趣旨ということになります。

今4点ほど申し上げましたが、基本的な考え方として、この4点全部を満たす案としてこちらでA案とB案、現状に近いという形で、所属常任委員会の所管分野以外の識見、知識という部分を除いた3点を満たす案としてC案というものをご用意してあります。ただ、これ議論の前提として、いずれの案においてもこの予算の審査については議長と議選監査委員は含めないという前提で議論を進めるということで起案をさせていただいております。

これ具体を申し上げますと、まず全部の要点を満たしていくA案としてご提案するのは、22名の議員から議長と議選監査委員を除いた20人の半分の10人で、予算、決算、あと決算の前提となる行政評価を全部行うという財政・行政評価常任委員会といったものをつくるという案になります。委員の任期は2年で設定して、2年で入れかえれば、ほぼ全員の議員さんが任期中に1回は2年間、2回やりとということで想定しております。定員10人の委員会ということになりますから、交渉会派ごとに議長と議選監査委員を分母から外した形で所属議員2名につき議員1人を配分して、1人会派はまとめて計算するというようにして、半数ずつ入れかえていくような形になります。所管事務としては、補正予算を含めた予算と決算認定及び議会による施策あるいは事務事業の評価という部分。日程については、一般質問の当初予算の決算認定だと後ろ、補正予算だと前に集中して設定するという形です。大体予算で6日ぐらい、決算認定で10日ぐらいでやれるかなと。現状の決算委員会、予算審査等の分量で見ていくと、大体そのぐらいでやれるのかなというところです。事務事業評価とか施策評価というのもあわせてやったらどうかという提案をこの中には入れさせていただいたのですが、出納閉鎖された後の6月、7月、8月ぐらいで事務事業を幾つか選択をして、各会派で持って帰っていただきながら調査、審査をして、意見の取りまとめをして、評価報告書をつくと。その評価報告に基づいて決算審査をやるということで、決算認定の審査の時間も短縮が図られるだろうというところです。現状の決算の審査意見等々を拝見していても、個別の事務事業に対する評価の部分が相当入っていますから、それを前倒ししてやるということで、より充実した審査ができるだろうし、日程の部分についても大分緩和ができるのではないかとこのところで提案をさせていただいています。

2つ目のB案としては、これも予算と決算の審査については全部本会議でやるという案があります。予算と決算認定の議案については委員会付託を省略して、そのかわりに予算、決算の詳細審査のための本会議、第2読会といいますけれども、これを本会議として別に設定する。そこでやるという形の案です。大体当初予算で5日、決算認定で大体8日から9日ぐらいの日程になるかなというふうに思っておりますけれども、その第2読会の詳細審査を挟んで最終日に議決をするという形になります。

C案としては、現状に近い案として、議長と議選監査委員を除いた定員20人の予算決算常任委員会を設置して、それぞれの所管別の常任委員会と同じ構成、同じ所管範囲による分科

会をつくって詳細審査をするという案。これはやっている例が幾つかあるのですけれども、大体予算で7日前後、決算認定で10日を少し超えるぐらいの日程になります。大体予算と考えますとね。これも大体分割付託した場合と同じような案件になるのですけれども、分割付託の各分科会の審査の前と後ろに予算決算常任委員会の全体会を入れたいといけないので、その分日程が延びるということになります。

いずれにしても、予算、決算を一体として受ける委員会を1つつくって、そこへまとめておろすという形をとっていただきたいという形が1つ。そうでなければ、もう本会議で全部やるという考え方にならざるを得ないということです。そういう形で3案つくらせていただいたので、委員長のお許しがいただければ、ペーパーの配付をお願いしたいと思うのですけれども、詳細にわたりましたので、多分きょう決めていただくのはとても無理だと思うので、持って帰っていただけたらと思うのですけれども。概略こちらからのご提案としては3案、以上のとおりになります。

委員長　　という3案の提案があったのですが、いかがいたしましょうか。

宮岡委員さん。

宮岡幸江委員　　今のは提案として皆さん受けとめてという帰って考慮してはいいと思うのですけれども、あくまでも提案ですから、その中で選ぶとかなんとかというよりも、まだほかにも考え方はあるのではないのかなと私は思っています。これが出されてから、私もほかの市町村とか近隣の市町村の決算、予算のあり方というものもちよっと伺ったりとかしていますけれども、例えば決算の場合には、もっともとから直さなければならぬことになると思うのですけれども、9月議会の中でやってしまって、結果を次の予算を立てるときに反映していただくというような形で出せないかなと思っています。それには、定例議会の中でやるとなれば、10日というか、8日も10日もというのは結構長いと思うのです。それをどうにか例えば4日なりにおさめるためにはどうしたらいいのということになると思うのだけれども、そうした場合には、今の決算書でいいのという疑問が1つあるのです。ほかで4日ぐらいでやっているところはなぜできるかというところを見ると、決算書がもうちょっと議員が1期目で見てもわかりやすい書き方になっていたりとか、もっと詳細に出ていけば、決算委員会で時間をかけなくても、質問をそんなにするというか。そこでもわからなかったものを聞くぐらいな形の決算委員会というのかしらね。4日でやるには多分今の決算書がこれでいいのかという問題にもなってくるのかと思うのだけれども、そういうところからまずは改革としてやっていくことが必要なのかなと、今自分の中ではこれを出されていろいろ調べたことを踏まえて、ちょっと今提案させていただくのは、今言われた提案もいいのだけれども、もっと違う考え方もあるのではないのということをちょっと提案させていただきたい。

委員長　　山本委員さん。

山本委員 今宮岡委員がおっしゃられたことについては、こちらの案としても全部、あとはペーパーを見ていただいたら全部織り込まれているのはわかっていたかと思うのですけれども、要は最初の提案の趣旨の中に認定時期を早めるということで申し上げた部分で、これ一応全部3月、9月の議会の中でやるという前提で組んでいるのです。予算の部分での予算委員会を置いた場合でも、予算のための詳細審査が本会議の分でも大体1週間で何とかおさめないと、3月31日までに議決できないということが当然念頭にあるので、4日から5日程度で審査をやらないといけないと。1週間、月曜から金曜で終わるようにしないとまずいだろうというのが前提として織り込んであります。3案とも決算は9月から10月にかけての議会の中でやる。予算は当然3月の議会の中でやるという前提の中で、閉会中審査というのはこれ織り込んでいないのです。そういう部分では、趣旨は基本的に考えていることはそんなに変わらない。

資料等々の充実の問題についてはおっしゃるとおりで、それはそれでどうするにしても考えないといけないことだと思うので、要するに議員にとって読みやすいということは、市民にとっても読みやすいものですから、ただ予算、決算説明書本体自体は自治法令ですか、あれで大体書式が決まっていますから、要は追加でついてくる説明資料の充実の話になると思うのですけれども、そっちの部分については理事者ともよく相談をしながら、やっぱり充実という部分は考えないといけないだろうというふうには私も考えています。それはそれで並行してやらないといけないことだろうなというふうには思います。

あとひとつあれをすると、予決算の審査が短いところというのは、発言時間制限が入っているところがほとんどなのです。会派持ち時間になっていて、質疑時間が制限されていて、最初から4日と決まっていて、それを各会派で人数案分で時間を割り戻して何分までみたいな話でやっているから必ず4日で終わるといような組み方でやっている。その方法は、私としては余りとりたくない。特に決算については余りとりたくないというのが本音のところなので、その部分をちょっとどうするかというのはあると思うのです。余り議員が発言できないような形で審査を進めていくというのは、これ本末転倒だと思うので、そこはちょっと別途考えないといけないだろうというふうには思っています。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 今の決算の日にちを短くするには質問時間とかが制限されていると、その私が調べたところで制限時間を短くされているかどうかはわからないのだけれども、その前の段階として、例えば常任委員会のほうで出された議案に対して、もっとふだんがしっかりと審査していれば、わかりやすいのではないのと。例えば建設なんかで道路認定が出ますね。常任委員会でそれはふだん見ておいて、本当に必要かどうかとか、現場を見て、それから審査。それは常任委員会でもできますね。それをしておいて決算に当たれば、だからふだんの常任委

員会のあり方をもうちょっと変えれば、何もそんなに決算のときだけにがんが言いうのではなくて、ふだんでもチェックしていれば、それほど時間をかけないように制限が短いからどうのということもなくなるのではないのかなと。今やっているところが制限かけていて短いかどうか分かりませんが、例えばふだんをそのように私たちが把握していれば、決算のときにもそれほど疑問がわくような、確かにいろんなことを見てくればわかりますけれども、でもそんなに、今度は逆に時間配分とかなんかいうよりもスムーズにいくのではないのかなという気はするのですけれども。まだそこはいろいろ研究する余地はあると思いますけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 3つ、ちょっと口頭で申し述べたので、あれかと思うのですけれども、A案として示している部分の中には、決算の審査の前の段階で議会としての行政評価というのをやったらどうかと。これ東京の多摩市さんがもう何年も続けてサイクルで回しておられるのだけれども、そういったことを決算の審査の前に入れる。そういう取り組みを前からやるということで、決算の審査の充実に充てる。それは多分時間の短縮にも恐らくつながるのだと思うのですね、切り分けてやるということで。そういう方法もあるだろうし、おっしゃられたように、分割付託は私はいいいとは思わないけれども、分科会審査みたいな形でもし合意がとれるのであればね、最終的に。そうしたら、常任委員会での活性化の部分でカバーしていくとかいう考え方もないわけではないから、いずれにせよ常日ごろから見ておくのだという委員のご指摘はそのとおりだと思うので、いろんな組み方はあるのだと思うのだけれども、やっていけたらいいだろうというふうには思います。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 お二人の意見をそれぞれ拝聴しましたけれども、お互いもっともなところがあるので、まず少なくとも山本委員のつくった案を1つの山本案として見させていただくというのはいいいのではないかなと、まず1つの案として配っていただくのはいいいのではないかなというふう

に思います。  
ただ、私聞きたいのが、事務局に確認したいのだけれども、山本委員のこのワークシートの中にある議案の分割を違法とする例が多く見られると。違法という点と多く見られるという点、これについて議会事務局としてこれはゆゆしき問題だなと思うのですけれども、一番最後ね。その他特記事項のところですね。これ、まず現実問題としてどうなのですか。

委員長 違法というふうな点について何かあれば。

玉井主幹。

議会事務局主幹 確かに行政実例のほうには分割付託については好ましくないというような記述がございます。多く見られるというのがよく理解できないのですけれども。

〔(どの部分になるの) と言う人あり〕

議会事務局主幹 予算というのは一体のものであるので、一体の議案であるのに委員会をまたいで付託をしている、いわゆる分割付託と言われるものです。1つの議案を今当市で言えば3委員会に分割をしてしまっている。そもそも1つのものを3つに分割するのはよろしくないのかなというような見解だと思えます。ただ、これが争われたとかということはちょっと。違法性は強いのかもかもしれませんけれども、争われて結果が出ているというようなことはないのかなという認識です。

委員長 違法というわけでもないと。

議会事務局主幹 違法性は強いのかもしれないけれども……

〔(好ましくないということ) と言う人あり〕

議会事務局主幹 そうですね。好ましくはないのでしょうか。

〔(法に違反しているのかどうか) と言う人あり〕

議会事務局主幹 違反しているかどうかというか、争われてはいないので。それが争われたらどうかというのはちょっとわからないのですけれども。要するに1つのものを3つに分割するのはいかがなものかということだと思えます。

委員長 入りのほうは入りのほうで前日に決定してしまっていて、出のほうでやったときに、入りがもうちょっとどうのこうのということになると、その3つに割ってしまっているともう片方で議決してしまっていて、片方はもうひとつ予算、入りがだから総務でやるではないですか。

〔(歳入ね) と言う人あり〕

委員長 歳入が議決してしまっていると、出のほうで幾ら入りのことをしゃべっても、もう決まっているのではないのという話になってしまうからというそういうふうな意味でいいのですね。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 そういうふうな意味で。今私が言ったような意味で。

〔(それはテクニカルな話。1つの例でしょう、だって) と言う人あり〕

委員長 金澤委員。

金澤委員 その点はわかりました。ということは、改善ができるならば改善する方向のほうが望ましいということで受けとめました。そういう方向が望ましいというのは受けとめました。ただ、それが要するに埼玉県含めて全国的にどれぐらいの自治体の中で何%ぐらいまでそれが改善の方向になっているのかは、ちょっとまた改めて数字等は出していただければと思うのですが、とりあえずきょうのところはこれぐらいにして、まず配っていただいて、改めて別途協議。その山本案も含めて入間市議会として考えられる今後の予算、決算審査のあり方



というのをもう一回模索したらいかがですか。

委員長 あと共産党さんで何かあれば。

安道委員 うちの会派では、特にこの予算、決算審査については現行で今まで問題がなかったのではないかと。あえて問題といった場合、だからその資料をきちんとより具体的なものにしていくとか、そういったことについては改善が必要だけれども、今の形態で何か問題があったのだろうかというふうな受けとめ方です。もしそういった改善点を検討されるとすれば、そういう資料をいただいて、もう一度もみたいと思いますので、提案いただければと思います。

委員長 それでは、山本委員さんのあれを配るということではよろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 では、事務局のほうで用意していただいて、配って……

横田委員さん。

横田委員 ちょっと話が戻ってしまうのですが、この議案一体の原則というのは予算、決算に関してということですか、補正予算。議案すべて。

委員長 山本委員さん。

山本委員 基本、議案はすべて。要するに議案を付託するのだから、議案は1個のものだから分けられないでしょうという話なのです。だから、すべての議案について、基本的には1対1の対応で、この議案はこっこの委員会にという振り方が望ましい、望ましいというか、そういうふうに解釈されるということだと私は理解をしていて、議案2つの委員会にまたがる時には、会議規則等を見ていただいたらわかりますけれども、連合審査会というスタイルをとるのですよということが会議規則にも書いてある。連合審査会というのは、どっちが主体で、どっちがお客さんかというのは決まっているわけですから、基本的にかける委員会は1つの委員会なのです。所管がまたがるから、よその委員会の人にも来て、意見を言ってもらいましょうというスタイルでやるものなのですよということが標準会議規則にも書いてあるし、うちの会議規則でもそうなっているということなのです。だから、またがるときの対処方法も決まっているのに、その方法をとらないでやっているということについては、やっぱり違法性が強いという解釈にならざるを得ないということでしょう。書いていないから違法とまで言えるかどうかというのは確かに判断は分かれるけれども、脱法というそしりは免れないかもしれないねという話です。

もっと言うと、常任委員会の数は2000年まで議会の大きさごとに設置の数が決まっていたから、そういう自由にいろんな委員会をつくれなかったので、分けざるを得なかったという事情があったのだと思うのですね、これは推測の部分だけれども。2000年から常任委員会の設置の数が外れて、平成18年から1人が2つ以上の常任委員会に入ることも会議規則で決めればできるようになりましたから、そういった部分で自由に委員会をつくれるわけだけか

ら、それだったらきちっと1対1の対応になるようなものをつくったらいいですよねという方向に流れが変わってきているということをご理解いただけたらと思うのですね、その部分では。

予算、決算をどこでやるかというのは、各議会でも非常に悩んでおられるので、たしか前に議運で四日市だけ行った記憶があって、あれは私が1人で行ったのかな。やっぱりこの段階でもう1年ごとに審査方法を変えて試行錯誤しながら、最終的に多分予算決算常任委員会になったのだと思うのだけれども、やっぱり審査方法は一長一短みんなありますので、うちに合ったものを最終的にみんなで話し合って決められたらいいのだというふうには思っているので、このとおりにしなければみたいな話でいるつもりではないということをご理解ください。

委員長 では、用意して、後で配っていただくようお願いしたいと思います。

その中で山本委員さんが3つ提案されているけれども、山本委員さんはどれが一番自分がいいと思っている。

山本委員さん。

山本委員 うちの派の中でも、これ正直言って意見が分かれたのです。ここは正直にお話ししておきますけれども、私は自分で書いてありますから、いいものから順番に書いてありますので、A、B、Cの順で自分はいいと思っています。ただ、もう1人の議員から言わせれば、A案で10人で全部やるというのは大変委員にとって負担であると。できれば分割に近い形でやってほしいという意見もありまして、もう1人の議員さんはC案の分科会方式を押しておられたというのは事実としてあります。最終的に申しわけないけれども、会派長の判断としては、これ書いている順番でということをご理解いただきたいというふうに思っております。これはもう会派長の判断で決めさせていただきましたので。そういうことでお願いします。

委員長 現行制度もいいというところもありますし、いろいろ参考にさせていただいて、やっていただきたいと思う。

あと、決算資料のほうで他市のあれなんかも……

〔(あれなんかもじゃわからない) という人あり〕

委員長 ごめん。他市の決算書。

横田委員さん。

横田委員 さっき宮岡委員からお話があったと思うのですがけれども、私も新人なもので、決算書類を見ていて、入間市のはわかりづらいなとすごく思ったのです。事務管理費だかなんだか、それに入っていて、その内訳はどうなっているのよというのがなかなかわからずに、それで他市のをいろいろ見させてもらったら、全部細かく書いてあるのですね。それで、それを見ると金額も大きなところの内訳がぴたっと合うような形になっているので、非常に見やすいの

です。実際私も決算委員のときに、それを見ていれば質問しなくて済むようなことまで質問してしまったりしたこともあるので、ぜひやっぱりそれは皆さんにちょっと見ていただいて、決算書の充実というか、そういうところをよく見ていただければなというふうに思いますので、それをぜひお願いしたいと思います。

委員長 山本委員さん。

山本委員 すごくいいことだと思います。事務事業シートみたいな形式のものなのだろうなと想像はしますけれども、江東区だとかいろいろそれぞれのまちで取り組みをされているところもあるやに聞いていますから、ぜひそれは現物を拝見できたらなというふうに思っているのが1つと、あと要するに議員にとって見やすい資料は市民にとって見やすいものです。市民に開かれた議会をつくろうという一致の中でここでやっているのだから、傍聴時あるいはホームページに掲載する資料の充実という項目、この後まだもう一回審査があると思うのですが、その中に織り込んでやっていただけるといいなということです。見やすい資料を私たち22人だけで抱え込む必要もないかと思しますので、これはやっぱり市民に開いていくという部分も含めてご考慮いただけるともっといいのではないかなという気はしていますので、その辺もぜひ今後の議論の中で織り込んでもらえるといいなというふうに率直に思うところです。

委員長 金澤委員。

金澤委員 ちょっと議会として、決算書とか予算説明書というのは、別に議会のためにつくっているわけではないのですね、執行部というのは。あくまでも執行部自身が、自分自身の行政の運営のための書類ですから、そうなったときにどこまで議会が、いや、他市の例がこれがいいから、これをフォーマットにやってくれというのが、どこまで可能なのですか、これ現実問題として。ちょっと事務局にその点を確認したいのですけれども。

委員長 事務局長。

議会事務局長 その辺はちょっと明確にはお答えできないのですが、今の多分ZAIMSというシステムでこの決算書をつくっていると思いますので、それをこういうフォーマットにしてくれというのができるかどうかというのは非常に難しいのかなと。これはある意味、既製品のなものでやっていますので。その問題があるかなと思います。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 そういう意味で、今財務会計システムそのものが新しく導入するのに検討段階なのですよ。だから、もしそれがこういう財務諸表を含めて決算書、予算説明書のフォーマットにしてほしいというのがあれば、今逆にやらないと、その財務会計システムの帳票系の出力ですね、どのような形で出す、プリントアウトするかというのまで影響してしまうので、今やらないともうちょっと後から言っても、いや、それはそうかもしれないけれども、出せないの

ですよと、大幅なシステム組みかえになってしまいますよという形になるので、事実だけは申し上げておきたいなというふうに思います。

委員長 山本委員さん。

山本委員 要望というか、こういうものだったらいいよねというのは、副委員長おっしゃられたとおり、タイミングよく物事を動かしてもらおうと思ったら、早目に用意しておく必要はあるのでしょうか。こういう感じのものとか、こういう項目を載せてほしいとか、こことこの数字が合うような形できちっとつくってねみたいな話のオーダーのたぐいですね。それは早いうちにしておいたほうがいいだろうなというのが1つ。ただ、予算書、決算書、説明書の本体の部分、冊子のほうの部分は、これフォーマット決まっているのでしょうか、たしか。自治法の施行令だか施行規則だかで基本、款、項、目、節をつくらないといけないとか、基本のフォーマットは決まっているのだと思うので、多分追加でもらう資料の充実からまず始まるのだろうなという気はするのですけれども、もちろん打ち出す方法とか全部変えられるのだったら、それ変えてもらうというのもありだと思いますけれども。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 基本的な事項別明細書のスタイルは通達だかなんかで決まっているのだと思うのですけれども、多分横田委員さんが言われたのは、一番右側に書いてある備考欄、説明欄といえますか、備考欄といえますか、あそこのスタイルが他市の例を見ますと、横田委員さんご指摘のとおり、入間市とは違う。これ見やすいなというのがやはりあるわけで、そういったものを参考にしたらどうかという多分横田委員さんの提案ではないかなと思われま

以上です。

委員長 今用意してあるのがどことどことどこ。

では。

吉澤委員 いいのですけれども、話が決まっているので。一応きょうの議題の中で予算書、議案などの資料充実というのがあって、それに関連してくるのかなと思うのですが、この話が。ということで、だから議論の中身としてはそういうことも入りますねということ。

〔(資料の充実でやるのか、そもそもスタイルそのものから変えるのか) と言う人あり〕

委員長 実際に飯能と所沢と狭山と川越、入間のとありますので、後でちょっと見ていただいて、確認していただきたいと思います。

では、予算、決算については今の段階では話が出ているのは、9月中にやったらどうかとかいうふうな話と、あと今山本委員さんがいろいろ言われた中で、やり方がいろいろな方法があるというふうな中でどういうふうな方法がいいのか、また検討していただきたいと思いますが、それは山本委員さんの3案のモデルケースを見ていただいて、それはそれとして、

また皆さんのご意見を伺っていきたいと思います。

それでは、今のところの常任委員会活性化で話がうんと広がってしまいましたけれども、何か言いたいことがあれば言っていただきながら、一応持ち帰りというふうなことで進めていきたいと思いますが、何かあれば出しておいていただければありがたいのですが。特別はないですか。

〔発言する人なし〕

委員長 では、後で決算資料のほうを見てみてください。見やすいところと見にくいところといういろいろありますので。どこがいいとかなんとかは言いませんが。

次に、短期・中期、ナンバー４、本会議改革ということで、③、答弁者の反問権の設定という件についてを議題といたします。

26ページ、本会議改革、③、答弁者の反問権の設定ということで、これも、では公明党さんに話していただけますか。

金澤委員 議会基本条例を含めて、議会改革の先進地ではかなり多くの自治体がこの答弁者の反問権、執行者の反問権を設定しています。いろんな理由はあるのですけれども、やはり一方的な質問だけだと、その質問自体の真意が伝わらないということで、うちの現在の入間市長はかなりもうこの反問権に踏み込んでいる部分もなきにしもあらずなのですが、今質問のご趣旨はこういうことですかということではなくて、さらにまたもっと踏み越えた、「あんた、そう言っているけど、こんなふうにはできないではないか。どう考えたって」と言って、「いや、違うよ」というような話まで出てしまっているの、今これをワークシートとして挙げる意味があるのかないのかは別にしても、きちんと今後入間市議会として来年度以降、議会基本条例をまとめようとしたときに、やっぱりこの反問権の設定というのは避けて通れないだろうということで、直近で今議会基本条例が進んでいる取手市さんでもやっぱりこれをやっていました。

ただ、問題点として、その他特記事項に書いてありますけれども、いろんな執行部の方が今後出てくる可能性もあるので、反問権ばかり行使されては、逆に本来一般質問の持ち時間が制限されている中では、それはそれでちょっと不都合な点も出てくるだろうということで、乱用は防いでいただくのを前提として、反問権が使われたというふうに、これは反問権ですよと、「議長、反問させていただきます」ということを断った上で、5分程度の持ち時間の延長も、これも配慮してもいいのではないかなというふうに考えます。これは他市の例でこういうのがあったので、参考に載せさせていただきました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、意見がありましたらお願いしたいと思います。

〔(みらいさんも出している) という人あり〕

委員長　みらいさんも出している。

〔(27ページ) という人あり〕

委員長　ごめんなさい。では、みらいさん、お願いします。

山本委員　大体今話があったとおりです。趣旨も大体同じです。派内で意見をもみ返してみますと、自分に使われたら心配だという意見もあるのだけれども、耐えられる質問をしようという話に最終的にはならざるを得ないので、これはやっぱり入れていく方向であろうということで申し上げておきたいというふうに思います。

反問権は、基本的にはどこも議長の許可を得て行使するというふうに書かれているところがほとんどなので、いきなりぱつとやるわけではなくて、やっぱり理事者のほうから「議長、反問」とかいう形で提供されて、議長がお認めになって、それで反問されるというケースがほとんど、手続としては。というふうに見受けておりますので、それ1回につき5分ずつふやしていくのか、1回行使するごとに10分どかんとふやすのかという部分の細かいディテールはあるけれども、やっぱりこれは議員の側がそれに対して、反問されたことについて逆答弁するわけだから、時間の延長は当然これ織り込まないと、今副委員長がおっしゃられたように、反問をだつと行使されて、自分の質問をできないまま時間切れになるというケースが一番困るので、やっぱり反問1回につき5分なのか、答弁時間、反問に対する逆答弁の時間はきちんと最低確保していくような運営にしないとまずいですね。やっぱりその反問の時間というのは、逆答弁のための時間延長は長めに設定しておいたほうが、多分理事者の側としてはプレッシャーというか、抑止の効果にはなるだろうというふうに思うのです。だから、反問1回につき5分ずつ延びていくという話になったら、そうそう使えないという話になるわけだから、そういった部分でうまく設定していければいいのかなという気はします。一般論的には、余り頻繁に使われる方は、やり手の市長さんでも全国的には余りおられないという話は聞きます。やっぱりこういうことをされたときには使うけれどもねというのは幾つか見たことはありますけれども、基本的にはよっぽどのことがないとお使いにならないというケースが多いようにも見受けますから、入れていく方向だろうというふうに思っております。

委員長　一応みらいさんからもご意見が出ましたが、ほかの会派でご意見があればよろしくお願ひしたいと思います。

向口さん。

向口委員　意見というか、ちょっとわからなくて質問のような形なのですけれども、この反問権を使うという場合には、今山本委員が言われたように、今から行使しますよみたいに提案をしてからやるものなのか、それとももうそういうものがあるものと前提として、通常の答弁の中で流れとして反問されるのか、その辺がちょっとよくわからないのですけれども、どうなの

でしょうか。

委員長 山本委員さん。

山本委員 お答えしておきましょう。それは議会の決めの問題だからどちらでもできるのですけれども、基本的には議長に反問の許可をとってからやられているところがほぼ全部ではないかな、多分。申し合わせあるいは内規で決めておられるところ、議会基本条例に載せているところ等々いろいろあるみたいですが、基本的には議長に反問の許可をとって、議長が許可をして、それで反問という形で独立して交渉しているケースがほとんどのように見受けておりますので、うちでも入れるとしたらそうなるだろうなというふうには思うのですけれども。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 特に時間を設定しているところ、延長の。時間を設定しているところは、つまりその反問なら反問をスタートとして時間をはかっていくので、だからきちんとそれを事務局のほうで時間の延長のタイミングをとるためには、きちんと「反問ですよ」ということで議長の許可を得て、そこから時間計測が始まる。延長している議会はほぼそうです。

委員長 時間をとめてしまうというのもあるのかな。

金澤委員 とめてしまうというか、その部分だけ時間を延長。それだけ別途はかるということです。

委員長 例えば、では25分目に「反問」と言ったら、そこから15分やったら、15分を除いて今のところだと1時間とかそういうふうな。15分なら15分反問したら、それを足して1時間15分というふうな計算になる格好になるのですか。

金澤委員 例えば今11時45分ですね。普通単純に言うともち時間が12時45分までではないですか。ところが、反問を1回使うと、それが12時50分になる。それがけつになるということですね、1人の持ち時間のけつが。

委員長 その反問が何分かというのは別にして。

金澤委員 そうです。だって、反問によって短く答える人もいれば、長く答える人もいるわけ。長く答えるのは本人の自由だけれども、だからといって無制限に持ち時間が延長するわけではないということ。

委員長 逆に反問をして、反問が10分かかったとしても5分として見てやる。

金澤委員 それは、あくまでも私の見た議会が5分とただけで、山本委員の言っているように10分としたり構わないわけです。それは決めの問題です。

委員長 どうでしょうか。ご意見としてあれば出していただいて。

宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 反問権というか、今の公明さんから出された質問の真意や根拠を質問可能とするというこれはいいと思うのですよ。今もさっき言ったように、市長がやっているからみたいなものもあるのだけれども。だけれども、それを反問権を余り行使されないように、プレッシャー

の意味もかけて、1回につき5分とか10分とかやりますよとって、あちらにプレッシャーをかけることは私はないと思うのね。だから、時間、そこまで決めないとこれが決まらないのかどうかよくわからないのだけれども、反問権に対しては私はいいかなという気はするのです。時間ということは余り……

委員長　まだ抜きにしてね。反問ということについてね。そういうのもあっていいのではないかと。内容をよくどうですかと確かめるような意味合いがある場合。

宮岡幸江委員　というのは、こちら議員同士で聞いていても、えっと思うようなことがあって、これでどう答えるのだろうかみたいな、執行部はどう答えるのだろうかという、質問の内容を執行部はわかっているのかしらみたいな質問もあるときがあるではないですか。そういうときの、これによると、公明さんが出されたのを見ると、質問の真意や根拠を質問可能とするための反問権ということですね、これね。だったら、別にいいのではないのという気はします。

委員長　吉澤委員さん。

吉澤委員　今ご意見があったように、その質問の真意や根拠を質問可能とすると、要するに現状の既にやっている。市長の場合はさらに飛び越えているねという話もあったのだと思うのですけれども、確かにそういうのは必要かなと思うのですけれども、この間お話に出ていたように乱用の問題で、やっぱり時間の話とか、議長の許可を得てとかあったのですけれども、その辺でうちの会派としては、やっぱり乱用された場合のことが気になるねというところもあって、本当の反問ですね。議論がずっとそっちのほうに持っていかれたりすると、こちらの質問にならないと。その辺をどう提案の時間の話と出ているのですけれども、その辺がちょっとクリアできないとという意味で、ちょっとうちの会派としても結論は今出せないかなというふうに思うのですが。

委員長　今のところでは結論は出せないというふうなことで。

ほかにご意見があれば出していただいて。

横田委員さん。

横田委員　宮岡委員が言われたのと同じなのですからけれども、ほとんど。時間の延長というのはちょっと全く考えていなかったですね。反問権を行使しますというようなことでやるとは思っていませんでしたので、通常の答弁の中で自然と反問権を使うのかなというふうに思っていたので、そういうふうに思っていました、あくまでも公明さんのあれと同じなのですからけれども、質問内容の趣旨の確認というか、何を聞いているのかちょっとよくわからないよというようなところを確認するような反問権の範囲だったら反問権を認めるということで、私はそういう形がいいのではないかなと思うし、保守系としても大体そういう形でみんな思っていると思います。時間をストップさせるとかいうのは、全くちょっと話が出ていなかったの。

〔(書いてある) と言う人あり〕



横田委員 そうなのですからね。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 結局やっぱり個人によって詰めて、詰めてやっているの、本当5分でも惜しい、10分でも惜しい。もっと言いたいことがいっぱいあるのだと考える方と、余裕を持って、かなりの余裕を持って一般質問を構成して、質問の組み立てをしている議員さんと意識の、気持ちの差が若干あると思うのですよ。そういう意味で、ただ原則として議員の一般質問の持ち時間を含めた権利の確保というのは、やっぱり最低ラインと優先課題として考えていただきたいなという意味で、この場合によっては反問権を行使したときには時間の延長も考えていただきたいということなのです。余裕のある人はいいのですよ。でも、なくてぎりぎりで行っている人、そういう思いがあふれている人にとってみれば、非常に5分ももったいないという思いがあるので、ここはやっぱり配慮していただきたいなというふうに思います。

委員長 その反問権の中で「反問します」という市長のほうの宣誓があったときに、1回につき5分なのか、それとも何回反問権をやっても5分なのか、その辺のところはどうなのかと。

金澤委員 それで、確かにそこまで必要ないのではないかなという考えていることを、いや、いや、できるだけ配慮に配慮はしていただかないと、ちょっと単純には賛成できないよという会派もいるわけですね。そういう意味で、もうちょっと、ではこれは事務局とも相談して、もうちょっと情報収集。反問権を設定している先進議会がどのような形のそういう配慮がある、何分だとか。もうちょっと情報を収集して、皆さんに改めて提示するというので、その時点で改めて協議ということではいかがでしょうかね、きょうは。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 1つちょっと確認で、保守さんが賛成と言ったのは、公明党さんが出された、公明党さんはどうなのかちょっとあれなのですけれども、あくまで質問がわからなかったときの聞き直すという意味の賛成ですね。みらいさんが出されたのは、本当の反論を含めてのもので、また別に考えないといけない、同じ反問権をということなのです。公明党さんが出されたのはどっちも入るのかなと。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 私は、正直言って、議会の中でそれこそ過激な市長が出てきたときに、そのときに自分の主義主張を一般質問の持ち時間をつぶしてががが、がががやっていたら、正直言って、ただでさえ持ち時間が制限されている中で、これ私はやっぱりあるべき姿ではないなと思っているのです。そういう意味では、私が公明党市議団として書いたのは、質問の真意や根拠、確かにどういう意味で言っているのですかというのがあるのですけれども、そのほかにいや、これだけ例えば市民の負担が増加してしまうと1万円上がってしまうよ、年間1万円もだといったときに、執行部側が試算していると、そんな金額ではなかったときにも、その1万円

だって本来その根拠は何ですかと、今本当は聞いてはいけないわけなのですよ。

委員長 質問者にね。

金澤委員 「そのようには考えておりません」と言うだけで。だから、それについてはやっぱり議員側もきちんと根拠、裏づけの調査をして、だれが言っても説明責任が持てる状態での発言は、議会側としてもそういう努力をしていくことによってレベルアップしていくのではないかなと。場合によっては、最初のうちは、「いや、そこまで言われると私も調査不足です」と。「改めてこれは勉強して、お知らせいたします」というような答弁をせざるを得ないときもあるかもしれませんが、私自身も含めて。それはそれで自分自身が議員の勉強の一つのステップだと考えればいいのではないかなというふうに私自身も思っています。そういう意味で、この真意や根拠というふうに考えています。

委員長 吉澤委員さん。

吉澤委員 だから、現状のように一歩進めた内容ですね。

金澤委員 半歩ね。

吉澤委員 わかりました。

委員長 山本委員さん。

山本委員 別に何でもありという話ではなくて、大原則として議題の外にわたってはならぬというのは会議規則にきちっと書いてあるわけだから、その一般質問であれば一般質問で通告されたねたという部分が議題なわけだから、その範囲の外にわたってはいけないというのも答弁者側も同じように拘束されるというロジックの中なのです。だから、通告された後期高齢者の質問をしているのに、何か全然違う消費税の話が出てくるとかというような話というのは、それはやっぱり議題の外にわたっているから、議長が市長をとめるという話になるわけですね、ロジックとしては。当然土俵は質問者側が通告書として設定しているわけだから、その枠の中でやるということが当然前提なわけです。その中で副委員長おっしゃられたけれども、質問の根拠の部分であったり、本当に腹の中の真意の部分というのはどうなのですかねとか逆に問い返すという意味のレベルぐらいのところまでに恐らくおさまらるだろうという意味においての提案ではあるのですけれどもね。あくまで議題の、当然議題に供されているテーマの中の話ですから、そんなすつとんきょうにどこまでも飛んでいくとかいう話ではないという前提で書かせていただいているということはちょっとご理解いただけたらなというふうに思っています。

委員長 ほかにありますか。

宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 山本委員にちょっと質問していいですか。

ここの内容のところに、ここがわかりにくいのですという公明さんから出されているのは、

具体的に質問の真意や根拠を質問可能とすると書かれているから、今公明さんが言ったことに対して、私たちはこれだったらわかるかなと思ったから賛成と言ったのです。だけれども、みらいさんから出されているのは、答弁者から質疑、質問者への反問の機会を付与することについて検討するものとする。反問の機会の反問とは、この内容が書かれていないですね、ここに。だから、意味わからないというか、どこまでを思って書かれているのか。そのところが私たちには理解できない。だから、今そのところを聞きたいと言った。

委員長 山本委員さん。

山本委員 一般的に反問とされるもの、一般的に反問権として確立しているものという前提で書いていたので、ちょっと説明不足だったのは申しわけなかったと思うのですが、要するにこれなんですかと、あなたが言っているこれは何なのですかという意味の問い返しとかいうのは今常にやっていますね。これは理事者、市長に限らず、議員さんのご質問の趣旨はこうということよろしいですかというのはもう常に直取引でやっているのではないですか、現場で。その部分は反問とは言わぬわねという話です。だから、それより上ですね。いう意味で、あなたはこういうふうに立論されているけれども、ではこの前提部分のこの部分についてはあなたはどういうふうに思っているのですかという部分は当然入るだろうというふうに思うわけですよ。数字の根拠の部分について、例えば認識が違っていれば、当然私の思っている数字はこうだけれども、あなたのところの持っている数字というのは、これはどこから引いてきたのみたいな話とかいうのは当然あるでしょうという部分。ただ、やっぱり会議録に残るからあれだけれども、例えば私はこう質問したのに、民主党の悪口が返ってくるとか、そういうのは反問とは言わないねという話ですね、議題の外ですから。そういった部分という部分の切り分けの中で、質問をさらに深めていく意味合いの中で相当突っ込んだことも含めて聞かれることは当然ありだよという意味。その意味においては、余り副委員長と言っていることは余り変わらないレベルの話だろうというふうには思いますよ。それが、大体副委員長おっしゃられた線が、両方あわせて考えていただいたら、大体今一般的に反問権と言われているものという範疇になろうかと思えますので。

〔(一番困るのは、その財源をどこから持ってくるのと言われたら  
困るのだよね) と言う人あり〕

山本委員 それはありますよね。

委員長 山本委員。

山本委員 もうちょっと言わせてもらおうと、どこかの市長さん、やり手の市長さんが自分のブログかなんかで書かれていたのだけれども、大体どんなときに私だったら反問権を使うというのを書かれているのをちらっと見たことがあるのですけれども、ちょっとうろ覚えだけれども、大体よそからこんないいものを持ってきたというので、そのまま持ってきたケース。何々町

でこんなことをやっているのだから、うちでもやらないかみたいな話で持ってきたときには、どういう理由でうちでやれると思うのですかとかと返しますとか、あとうちの職員の仕事ぶりは悪いとかいうような話し方をしたときには、何がどう悪いのですかと返しますという話とか、大体そういう部分で使われるというようなことを言っている市長さんもおりますね。だから、余りのべつ幕なく使う人はいらっしやらないだろうということだろうとは思いますが、けれども、大体今申し上げたような範囲のところぐらいまでは大体反問権かなという部分ですね。一般的な使われ方として、そういうものだろうというふうには認識をしています。その範囲での提案ということでご理解ください。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 もう一回確認なのだけれども、ということは今言われたどこそこの市長が、私だったらこういうふうを使うということを想定した反問権ということの必要性を言っているわけですか、今回みらいさんは。

委員長 山本委員。

山本委員 今のはあくまで一例です。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 ということは、私たちというか、会派で話したのは、あくまでも質問の真意や根拠を質問可能とするということ、うちの会派ではこういうふうなことが出ているけれども、皆さんどうですかということを知っているわけで、今言われたようなことまでは説明していなかったのね。うちのほう、まだ入間市議会とすると、このくらいの反問権だろうと勝手にこっちが解釈したのだけれども、ということとはちょっとまた違ってきますでしょう、反問権の中身が。本来はそうなのだよとおっしゃったけれども、私もそう思うけれども、でもここに書いてある、公明さんがここに書いてある程度の反問権だと今やっているけれども、これをちゃんと確立というか、文字として残そうよと思って出されたのかと思ったわけですよ。だから、ちょっとみらいさんとは内容が違うのではないかと思っていたのです。だから、私たちからするとちょっと違う。本来の反問権というか、そこまでを今回やってしまおうよと思って書かれたわけでしょう、ということは。ですよ。そうすると、また持って帰らなければいかぬと。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 先ほども言っていましたけれども、いろんな考え方があって、反問権の考え方もいろいろありますし、そういう意味で先ほど他市の持ち時間についての資料というふうなお話をしたのですけれども、それに加えて、先進自治体でもう反問権を使っている自治体があれば、どのような反問をしたのか、それに対してどのようなという多少モデルケースの資料もつけ加えると、ああ、他市では反問権はこういうふうに使われているのだなというのがあって、

理解して、イメージしやすいのではないかなというふうに思いますので、その資料を改めて出させていただくということではいかがでしょうか。

委員長 そういうふうな提案がありました。事務局のほうで反問という定義をちょっとはっきりさせておかないと、後々わからなくなるような内容もあるし、事例とかそういうのが他市でありましたら、金澤委員さんからも言われたようにありましたら、またその取り扱いがどうなっているのか、その辺のところを近隣市、また反問権を使っているところでわかるようでしたら、ちょっと調べて、資料のほうの提出をお願いしたいと思います。

山本委員さん。

山本委員 今手元にちょっと自分で個人的に行ってきたところで反問権の話聞いてきたのを思い出しまして、会議録、事例で2例ほどもらってきていましたが、後で事務局にお預けしておいたらよろしいですね。

委員長 そうですね。では、事務局のほうに出しておいていただいて。大体よろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 きょうはこの辺にしておいていいですか。

それでは、きょうはここの反問権のことも宿題ということで、各会派で持ち帰り考えていただきたいと思います。そのほか事務局にもあったと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

特別何かあれば出していただいて。

委員長 山本委員。

山本委員 その他ということですね。

委員長 はい。その他であれば。

山本委員 ちょっと全く別件になるのですけれども、私どもの会派のほうで虚礼廃止の決議というものを挙げておられるところが幾つか見られるので、そろそろお年賀のシーズンにもなりますし、また来年の夏になれば夏祭りとかいった案件でいろいろ各議員さんもお苦勞される時期になろうかと思うので、そういうお祭りごとの会費の問題だとかいろいろあろうかと思うので、虚礼廃止について議会としてのアナウンスとして贈らないもらわない求めないですか、公職選挙法の規定等々もあるので、その遵守についてきちっと議会からアナウンスをする、市民に向かってね。うちの議会としては、こういうのはもう一切虚礼は廃止ですという意味合いでの決議というものを考えてはどうかということ、ちょっと文案もご提起させていただいたのですが、ちょっと今期、代表者会議経由のルートでは時間切れでタイムアウトになっていましたので、もし委員会発議でご検討いただけるのであれば、この時期に限りませんけれども、どこかのタイミングで、議員倫理の問題ですけれども、ちょっとご検討いただ

けると。追加ということだとちょっと大げさかもしれませんが、やってもらえるとい  
いかなという気がしたのですけれども。

〔(議運じゃない) という人あり〕

山本委員 議運のほうかな。

〔(議運じゃないな。代表者会議だな) という人あり〕

委員長 そちらでどうでしょうかね。

△ 閉会の宣告 (午前11時35分)

委員長 ほかにありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、以上で終了したいと思います。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございます。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲